

馬術競技場馬場整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県馬術競技場（以下「競技場」という。）で馬術大会、イベント等を開催することにより、馬事技術の普及奨励、優良乗用馬の育成供給による乗馬及び畜産の振興と八ヶ岳南麓地域の観光振興を図るため、公益財団法人山梨県馬事振興センター（以下「センター」という。）が実施する競技場の機能向上を図る施設の整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 前条に規定する経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の申請手続)

第3条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 センターは、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の精査等を行い補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）をセンターに通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更（別表に定める軽微な変更は除く。）しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 知事は、第3条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(5) 知事は第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 センターは、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業者は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 センターは、第3条第2項ただし書きにより交付申請をした場合において、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 センターは、第3条第2項により交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第8号）によりセンターに通知するものとする。

2 知事は、センターに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前条第4項及び前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 センターは、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 センターは、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

(別表)

補助対象経費	補助率	軽 微 な 変 更	
		経費の変更	事業内容の変更
馬術競技場馬場整備事業 競技場の機能向上を図る 施設整備に要する経費	定 額	補助対象経費の各費 目間において、いずれ か低い額の20%以 内を増減させる場合	補助目的の達成に支 障をきたさない事業 計画の細部の変更で あって、補助金額の増 額を伴わない場合

様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公財) 山梨県馬事振興センター理事長 印

馬術競技場馬場整備事業費補助金交付申請書

〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、馬術競技場馬場整備事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 事業の目的

3 事業の完了予定期日 〇〇年〇〇月〇〇日

4 事業計画

(単位 円)

補助対象経費	金 額	備 考
競技場の機能向上を図る施設整備に要する経費		
合 計		

5 事業収支予算

(1) 収 入

(単位 円)

区 分	本 年 度 予 算	備 考
県 補 助 金		
計		

(2) 支 出

(単位 円)

区 分	本 年 度 予 算	備 考
計		

6 添付書類

その他知事が必要と認めるもの

(注) 押印省略可能とする。

様式第 2 号

番 号
年 月 日

(公財) 山梨県馬事振興センター理事長 殿

山梨県知事 印

馬術競技場馬場整備事業費補助金交付決定通知書

○年○月○日付けで申請のあった馬術競技場馬場整備事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、○年○月○日付けで申請のあった馬術競技場馬場整備事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、○年○月○日から平成○年○月○日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 2 0 % 以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 同補助金交付要綱第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業者は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

様式第 3 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公財) 山梨県馬事振興センター理事長 印

馬術競技場馬場整備事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け畜第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更したいので、馬術競技場馬場整備事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 号の規定により、申請します。

1 補助金変更交付申請額 円

2 事業の目的 (変更の理由)

以下、補助金交付申請書 (第 1 号様式) の記の 4、5 については変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に 2 段書きすることとし、変更事業計画書等を添付すること。

(注) 押印省略可能とする。

様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公財) 山梨県馬事振興センター理事長 印

馬術競技場馬場整備事業費補助金中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け畜第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止（廃止）したいので、馬術競技場馬場整備事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（注）押印省略可能とする。

様式第 5 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公財) 山梨県馬事振興センター理事長 印

馬術競技場馬場整備事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け畜第〇〇号で交付決定のあった馬術競技場馬場整備事業費補助金について、同交付要綱第 6 条第 2 項の規定により次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳 (単位 円)

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替 振 替 先
預 金 種 別
口 座 名
口 座 番 号

(注) 押印省略可能とする。

様式第 6 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公財) 山梨県馬事振興センター理事長 印

馬術競技場馬場整備事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け畜第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業が終了しましたので馬術競技場馬場整備事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により報告します。

1 事業実績 (単位 円)

補助対象経費	金 額	備 考
競技場の機能向上を図る施設整備に要する経費		
合 計		

2 収支決算 (単位 円)
(1) 収 入

区 分	金 額	備 考
県 補 助 金		
計		

(2) 支 出

(単位 円)

区 分	決算額	予算額	増減額	備 考
合 計				

3 事業完了年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

4 その他添付書類

5 支払いの方法

口座振替 振 替 先
預 金 種 別
口 座 名
口 座 番 号

(注) 押印省略可能とする。

様式第 7 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公財) 山梨県馬事振興センター理事長 印

馬術競技場馬場整備事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった馬術競技場馬場整備事業費補助金について、同交付要綱第 7 条第 3 項の規定により報告します。

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 山梨県補助金等交付規則第 13 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 1 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
2 押印省略可能とする。

様式第 8 号

第 年 月 日 号

(公財) 山梨県馬事振興センター理事長 殿

山梨県知事 印

馬術競技場馬場整備事業費補助金額の確定通知書

馬術競技場馬場整備事業費補助金の交付額について、山梨県補助金交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

様式第 9 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公財) 山梨県馬事振興センター理事長 印

財 産 処 分 承 認 申 請 書

馬術競技場馬場整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同交付要綱第 9 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(注) 押印省略可能とする。